

12 「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終とりまとめ

「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」(内閣官房長官主宰) 最終とりまとめ(概要)

平成17年5月31日

- 公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離した上で、それぞれ新たな組織を設置し、それぞれの事業の運営を担わせる。

公的年金の運営主体について

- 公的年金については、国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図ることが必要であることから、**徴収をはじめとする業務全般について政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立する。**
- 組織の基本的機能である「意思決定機能」、「業務執行機能」及び「監査機能」について、権限と責任の分担を明確にし、その機能強化を図り、新たな組織として再出発する。
- 「意思決定機能」として、複数の外部専門家から構成される「年金運営会議」(仮称)を設置し、運営の基本方針、事業計画の策定等の重要事項の決定に際しては同会議の議を経ることとする。
また、年金受給者や年金保険料負担者等の意向を新組織の運営等に十分に反映させるため、年金受給者や年金保険料負担者等から構成される運営評議会(仮称)を設置し、年金運営会議は運営評議会から定期的に意見を聴取し、その反映に努力する。
- 「監査機能」として、新組織の長直属の複数の外部専門家を「特別監査官」及び「特別監査官補佐」として登用し、会計監査、業務監査、個人情報監査を徹底する。
- 収納率の向上、サービスの向上、事業運営の効率化等を実現するための構造改革を推進する。
大幅な人員の削減
市場化テストの実施等による外部委託の拡大やシステム刷新による業務の削減により、政管健保の公法人への移行分を含め、正規職員・非常勤職員併せて約1万人の国家公務員の削減を図るとの社会保険庁の方針について、さらに精査の上、具体的な人員削減計画を策定し、組織のスリム化を計画的に推進する。
民間企業的な人事・処遇の導入
職員の人事・処遇について、能力・実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進管理等に反映させる民間企業的な能力主義・実績主義に立った措置を講じる。

地方組織の抜本的な見直し

地方事務官制度に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めるため、都道府県ごとに設置されている社会保険事務局（４７ヶ所）を廃止した上で、ブロック単位に集約化する。

政管健保の運営主体について

- **政管健保については、**
 - ・被用者保険の最後の受け皿として、安定した財政運営が図られる規模であること
 - ・保健事業の拡充等による医療費適正化等の保険者機能を十分に発揮できること
 - ・都道府県単位での財政運営及び地域での医療費を反映した保険料率の設定がなされるよう、各都道府県単位で一定の自立性を有すること
- **等が求められる中で、国とは切り離された全国単位の公法人を設立し、財政運営は都道府県単位を基本として、保険給付、保健事業、保険料設定等の事務を実施させる。**
- **「適用」及び「徴収」の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減等の観点から、公的年金の運営主体において併せて実施する。**
- **組織の基本的機能の強化等については、公的年金の運営主体と同様の措置を講じる。**
- **業務運営の状況及び実績について、毎年度、厚生労働大臣に報告し、実績評価を受けるとともに、被用者保険の最後の受け皿としての機能を確保するため、厚生労働大臣は必要な監督等を行う。**
- **これらの点を含めた新組織の具体的な在り方については、今後、医療保険制度改革の議論において、詳細な検討を行うことが適当である。**

その他

- **福祉施設については、５年後の廃止を前提とした独立行政法人による売却等を進めるとともに、施設の運営等が委託されている公益法人についても廃止・統合を含めた抜本的な見直しを速やかに進める。**
- **新しい組織に沿った形で、業務の実施方法やそれを支える社会保険オンラインシステムの徹底的な見直しに取り組む。**

改革の実現に向けて

- **取組可能なものから逐次速やかに実施するとともに、改革の年次計画を作成の上、実行を図り、毎年度、進捗状況を点検する。**
- **組織改革のより具体的な内容や進め方等について議論する場を厚生労働大臣の下に設置する。**

社会保険庁の在り方に関する有識者会議名簿

朝倉 敏夫 （読売新聞東京本社常務取締役論説委員長）

渥美 雅子 （弁護士）

大熊 由紀子（国際医療福祉大学大学院教授）

大山 永昭 （東京工業大学教授）

○ 金子 晃 （慶応義塾大学名誉教授）

草野 忠義 （日本労働組合総連合会事務局長）

松浦 稔明 （全国市長会社会文教委員会委員長・坂出市長）

矢野 弘典 （日本経済団体連合会専務理事）

[政府側]

内閣官房長官

厚生労働大臣

（ ○印は座長。五十音順、敬称略 ）

1 3 「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」とりまとめ

「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」(厚生労働大臣主宰) とりまとめ(概要)

～組織改革の在り方について～

平成 17 年 12 月 12 日

1 年金運営新組織の法律上の位置づけ・名称

- 年金運営新組織については、公的年金に対する国民の信頼を回復するため、名実ともに国の新たな行政組織として再出発することが重要であり、また、「年金運営会議」や「特別監査官」といった新しい構造・機能等を備えたものとなることから、国家行政組織法に定める「特別の機関」とすることが適当である。
- その際、公的年金の運営という、国家として重要な極めて大きなまとまりのある実施事務を円滑に遂行するため、内部部局から一定の独立した位置づけや、組織の重要性に対応した責任ある体制を確保することが必要である。
- また、年金運営新組織の名称については、年金の運営を行う組織であることを端的に示すものとする必要がある。

2 年金運営新組織の構造・機能

(1) 意思決定機能

- 新組織の長は、重要事項を決定するに際し、先行有識者会議の結論に即して、年金運営会議の審議を最大限尊重しながら意思決定を行わなければならないものとする。
- 年金運営会議の審議結果は、事実上、長の意思決定を強く拘束するものであり、年金運営会議を従来の審議会とは異なる新しいタイプの意思決定補助機関として法律上位置づけることとする。
- 年金運営会議の構成員については、審議事項や新組織の業務内容に即して、長のほか、年金制度、組織統治、サービス改善、料金徴収、システム等に精通した専門家 4 名程度による構成とする。

(2) 監査機能

- 十分な内部牽制体制を確立するため、専門性の高い外部専門家を特別監査官として配置することについて、新組織の長の法律上の義務として位置づける。
- 特別監査官は、会計監査担当及び業務監査担当（個人情報管理監査担当を兼ねる）の2名とし、会計監査担当については公認会計士、業務監査担当については企業経営、企業の内部監査、経営コンサルティング等に精通した専門家とする。

(3) 業務執行機能

- 職員が意欲を持って保険料の収納率の向上、サービスの改善等に取り組むことができるよう、能力主義・実績主義に立った新人事評価制度の円滑な実施を図る。
- 組織の閉鎖性を解消し、活性化を図るため、他省庁や民間企業からの専門人材の積極的な受入れ等を図る。

3 職員の新組織への移行

- 年金運営新組織が、従来の組織への真摯な反省に立ち、真に国民の信頼を回復できるものとして再出発できるよう、法律上、新組織の職員は年金運営業務を遂行するにふさわしい厳正なサービスの宣誓を行わなければならないことを規定するなど、職員の移管に関し、適切な措置を講じる。

4 その他

- 組織改革法案については、国民の信頼に足る新たな組織として再出発することを明確にするため、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の業務運営の基本等を定めるとともに新組織の設置を明らかにするための新たな単独立法としてとりまとめることが適当である。
- 組織改革と併せて、保険料の収納対策、国民サービスの向上、業務運営の透明化等の業務改革をより一層推進するため、関係法律の整備法案をとりまとめることが必要である。

「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」参集者

いなば かおる
稲葉 馨 (東北大学大学院教授)

おおやま ながあき
大山 永昭 (東京工業大学教授)

きしい しげただ
岸井 成格 ((株)毎日新聞社特別編集委員)

きむら しげる
木村 滋 (東京電力(株)常務取締役)

こばやし としはる
小林 利治 ((株)東芝執行役常務)

○ さとう ひでたけ
佐藤 英善 (早稲田大学教授)

すぎやま ちか
杉山 千佳 ((有)セレーノ代表取締役)

すやま あきら
陶山 皓 ((財)行政管理研究センター理事長)

そでい たかこ
袖井 孝子 (お茶の水女子大学名誉教授)

(○印は座長。五十音順、敬称略)

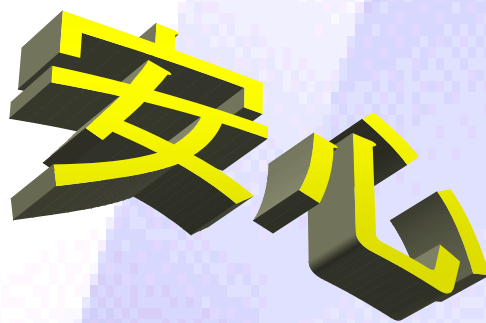
知っていますか？

「国民年金」って、

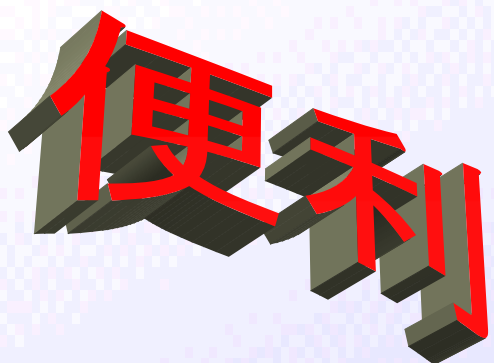
実は・・・



納めた額以上に
受け取れます。



老後も、万一のときも
サポートします。



コンビニ、インターネット
からでも納付できます。



保険料をまとめて支払う
と割引があります。

国民年金は、あなたとみんなの未来をつなぐ大切な「きずな」です。
支え合って、将来にもっと確かな安心を。

厚生労働省・社会保険庁

平成17年度版

これが国民年金のメリットです

メリット1 老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。

国民年金は、**生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障**です。

メリット2 不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「**障害基礎年金**」が支給され、死亡した時は、その遺族に「**遺族基礎年金**」が支給されます。



公的年金制度の障害・遺族年金は**日本の人口の20人に1人が受給**

メリット3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた**保険料**は「**社会保険料控除**」として**全額控除**の対象となり、税金が安くなります。



税金軽減額(税率10%の方の場合)

1年間の保険料 161,840円

1月～4月 13,300円×4ヶ月
5月～12月 13,580円×8ヶ月

確定申告で戻る額
16,184円

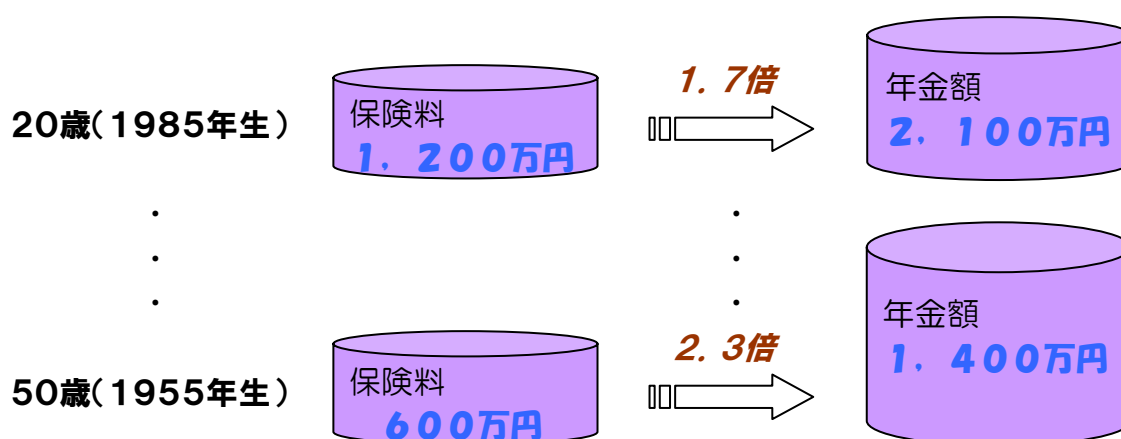
- ※ 被保険者（ご本人）の代わりに納付義務者（配偶者・世帯主）が納付した場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。
- ※ 平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられました。

メリット 4 生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

国民年金の老齢基礎年金は、**1/3**（将来は**1/2**）が国庫負担（税金）で賄われていることにより、払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、今年**20歳**になった人でも、納めた**保険料の1.7倍以上**となります。



給付と負担（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）



（注1）保険料は20歳から60歳までの40年間納付するものと仮定。

（注2）年金額は、20歳の方は65歳から87歳まで、50歳の方は65歳から85歳まで受給するものとして計算。（60歳からの平均余命…20歳の方：27年、50歳の方：25年）

（注3）保険料及び年金額は、納めた保険料の総額と65歳以降に給付される年金の総額を賃金上昇率を用いて各世代が65歳になった時点の金額として算出し、その金額を物価上昇率で割り引いて現在価値（平成16年度）に置き換えたもの。

（経済前提（2009年～）：賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%）

メリット 5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（**20歳**）してから年金を受給（**65歳**）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、**年金の価値が保障**されるのです。



老齢基礎年金額 **600,000 円**（昭和61年度）→ **794,500 円**（平成17年度）

このように国民年金は有利で魅力的な制度です！

3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

★ 老後に備えます

65歳から生涯**老齢基礎年金**が支給されます。（終身保障）

老齢 基礎年金

平成17年度年金額 794,500円（満額）

- 20歳から60歳になるまでの40年間（480月）の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。
- 保険料を全額免除された期間の年金額は1/3（将来は1/2）となりますが、保険料の未納期間は年金の対象期間になりません。
- 会社員や公務員（厚生年金や共済組合に加入）だった方には老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

※ 老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年間（300月）ある必要があります。

※ 老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

794,500円×〔保険料納付月数+（保険料全額免除月数×3分の1）+（保険料半額免除月数×3分の2）〕/加入可能年数×12

※ なお、月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金と併せて付加年金が支給される制度（付加年金額＝200円×納付月数）もあります。

★ 不測の事態に備えます

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには**障害基礎年金**が、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された妻や子に**遺族基礎年金**が支給されます。
また、会社員や公務員であるときの障害や死亡の場合には、厚生年金や共済年金やからも、基礎年金に上乗せされて年金が支給されます。

障害 基礎年金

平成17年度年金額（定額） 993,100円（1級）
794,500円（2級）

- 国民年金加入中の病気やケガで障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

（注）子の人数によって加算（1人につき：228,600円、
3人目以降：76,200円）があります。

遺族 基礎年金

平成17年度年金額 1,023,100円（妻）
（基本額（定額）：794,500円 + 子1人の加算額：228,600円）

- 国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給されます。

（注1）子は18歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は20歳まで支給されます。

（注2）妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

※ 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

日本国内に居住している20歳から60歳まで全ての方は、公的年金に加入することとなっています

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等	配偶者（第2号）の勤務先が届出	なし（配偶者の制度が負担）

【例えば】 太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳まで加入する年金は？

太郎さん：〔20歳に到達〕 学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔22歳で就職〕 会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔45歳で転職のため退職〕 次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔58歳で退職〕 退職後も60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

花子さん：〔20歳に到達〕 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔29歳で結婚・退職〕 夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入
 〔45歳で夫が退職〕 国民年金の第1号被保険者に変更
 〔夫が再就職〕 国民年金の第3号被保険者に変更
 〔夫が58歳で退職〕 60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)	45歳(転職)	58歳(退職)	60歳
太郎さん (夫)	学生 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)
花子さん (妻)	会社員 第2号 (厚生年金)	29歳(結婚)	専業主婦 第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第1号 (国民年金)

◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間）を合計して25年で老齢基礎年金の受給資格ができます。また、保険料納付済期間が40年（20歳～60歳）で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◎ 国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務付けられていますが、希望すれば65歳までの間、任意加入ができます。

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は任意加入することにより、受給資格を得ることができる場合があります。また、40年（480月）の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受けとれない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に最寄りの社会保険事務所またはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は13,580円（平成17年度）です。また、保険料を前払い（前納）すると保険料がお安くなります。**口座振替はさらに保険料が安くなります。**



納付方法	1ヶ月分（※1）	6ヶ月分（※2）	1年分（※3）
現金支払（月々）	13,580円	81,480円	162,960円
現金支払（前納）		80,820円	160,070円
【割引額】		660円お得	2,890円お得
口座振替（前納）	13,540円	80,550円	159,540円
【割引額】	40円お得	930円お得	3,420円お得

※1 口座振替には1ヶ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が40円お安くなります。

※2 6ヶ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。）

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。（口座振替の場合は、4月末に振り替えます。）

（注1） 月末が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となります。

（注2） 6ヶ月、1年以外でも、現金によりご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

国民年金保険料の納め方

国民年金の保険料は以下の方法で納められます。

金融機関・郵便局・コンビニの
窓口で納める（※1参照）

口座振替で納める
（※2参照）

インターネットや携帯
電話で納める（※3参照）

※1 保険料は事前にお届けする納付書で納めます。社会保険事務所の窓口でも納付できます。なお、お手元に納付書がないときには、社会保険事務所までお電話ください。

※2 口座振替をご利用される方は、お近くの社会保険事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。（郵送による手続きもお受けしますので、社会保険事務所にお問い合わせください。）

※3 インターネット等をご利用しての納付方法については「社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）」でご案内しております。

資力があるにもかかわらず保険料を納めない方には、財産等の差し押さえの手続きをさせていただきます。

保険料を納めることが難しい方は？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続によって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

① 免除（全額・半額）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続することにより、保険料の納付が全額または半額免除されます。（退職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。）

●免除の対象となる所得のめやす（平成17年度）

世帯構成	全額免除	半額免除
4人世帯（夫婦、子2人）	162万円	282万円
2人世帯（夫婦のみ）	92万円	195万円
単身世帯	57万円	141万円

※「4人世帯」、「2人世帯」は、夫か妻のどちらかのみ
に所得がある世帯の場合です。

※若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半
額免除と同基準となります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

- ★ ①～③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要な期間に算入されます。
- ★ ①の期間に対する老齢基礎年金の金額は、全額納付した場合と比較して、全額免除が3分の1、半額免除は半額の保険料を納めた場合に3分の2（納めなかった場合は年金額には算入されません。）となります。全額免除については免除を受けていれば、税財源によって将来受け取る年金額を増やすことができます。
- ★ ②、③の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

- ★ 将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、①～③の期間について10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。ただし、3年目以降は、加算金がつきますので、早めに追納したほうがお得です。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①～③の申請をしましょう。

※ 申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口・社会保険事務所でお受けいたします。

年金の意義とは？

産業構造の変化、都市化、核家族化

→ 核家族化が進み、私的扶養が減少する中でも、
高齢者の自立した生活を社会全体で支援

家庭内扶養から社会的扶養へ

かつての日本では、祖父母、父母、子供たちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養すること（＝私的扶養）が一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子供に頼ることが難しくなっています。

国民年金などの公的年金は、老後の生活を安心して送れるよう、社会全体で高齢者の生活を支え、ご自身が高齢者になったときには次の世代に支えてもらう、いわば仕送りのような仕組み（＝社会的扶養）が必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。

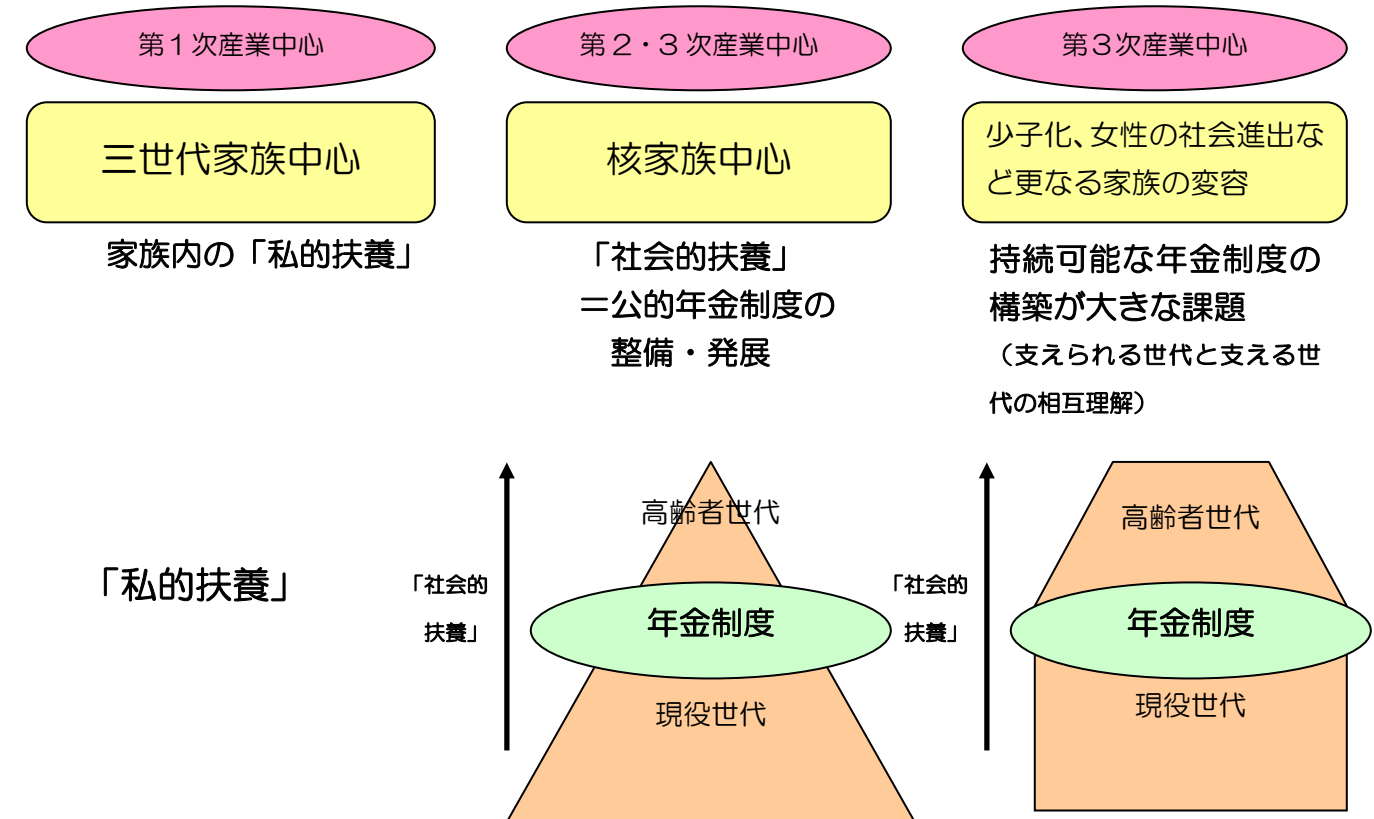
すなわち、親の世代の年金を支える保険料を納付する義務を果たした程度に応じ、将来、子供の世代に支えてもらえるという世代間扶養の仕組みです。

【過去】

（高度成長期）

（安定成長期）

【現在】



年金の役割って？

高齢期の生活の基本を支える

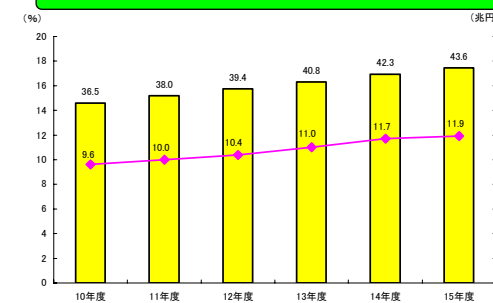
→ 高齢者の生活の安心
→ 現役世代の生活の安心

もしも年金がなかったら

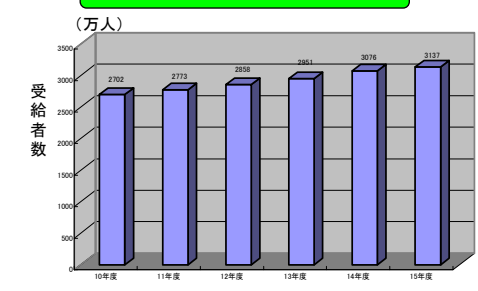
仮に、お子様が1人しかおられないご家族のお子様同士が結婚し、どちらのご両親とも年金がなければ、夫婦で4人分の仕送りが必要となり、ご両親の経済的な心配をしながら生活することになります。

年金があるから現役世代の生活も成り立っていると言えるのではないのでしょうか。そして、いずれ自分も誰かに支えてもらう時期が訪れます。年金制度は、このように社会的な世代間扶養の仕組みへの参加なのです。

年金総額は42兆円、国民所得の12%を占める



国民の4人に1人が年金を受給

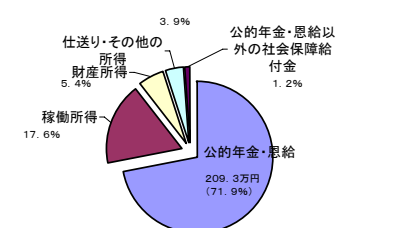


地域経済を支える役割
…家計消費の2割が年金の地域も

（対県民所得比上位7県）

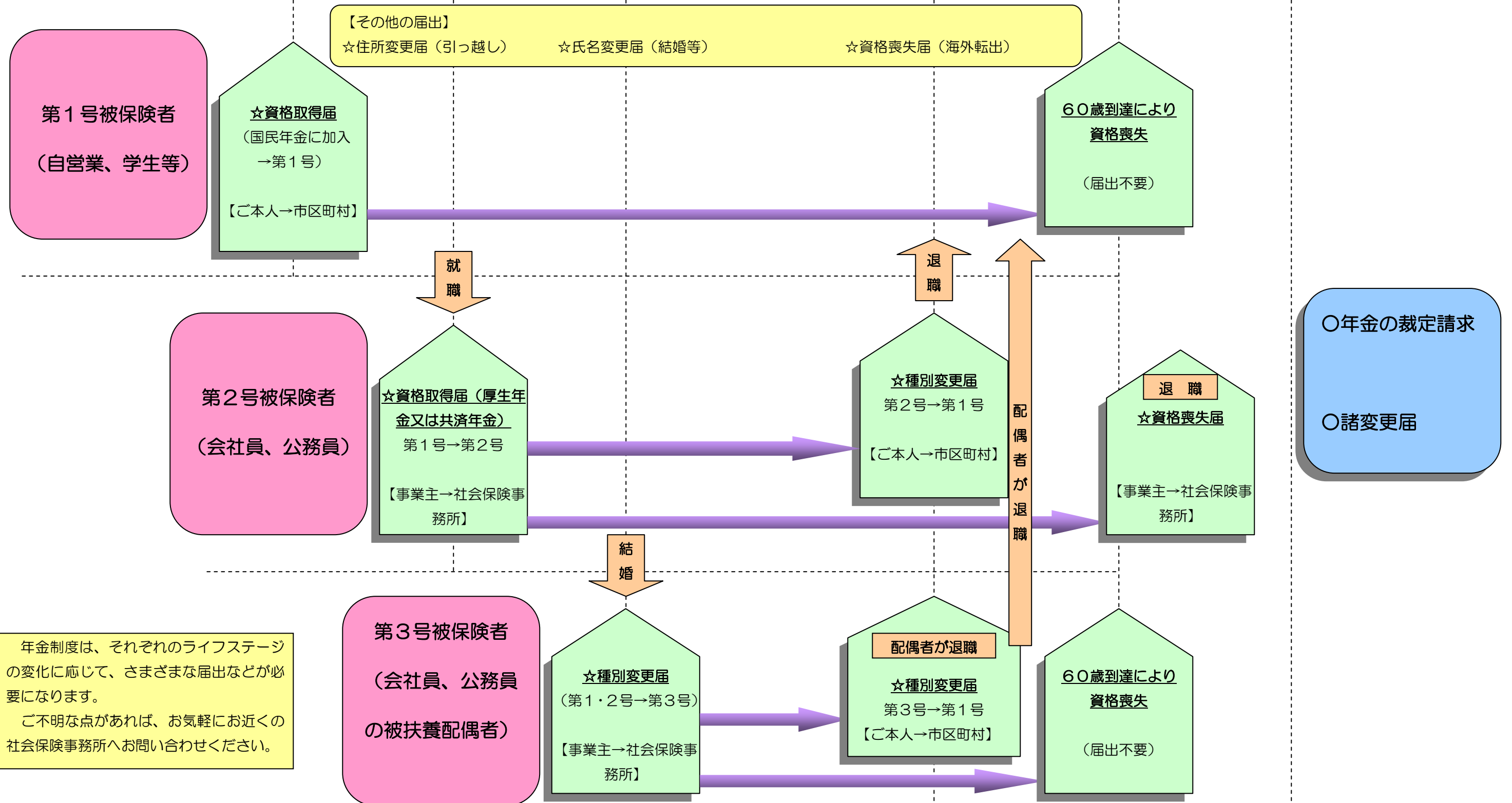
都道府県名 （高齢化率）	対県民 所得比	対家計最終消費 支出比
山口県（22.9%）	12.6%	20.3%
島根県（25.5%）	12.6%	18.5%
岡山県（20.7%）	11.9%	19.0%
高知県（24.1%）	11.8%	15.9%
愛媛県（22.0%）	11.8%	18.6%
長崎県（21.4%）	11.7%	18.1%
和歌山県（21.8%）	11.5%	17.9%

年金は高齢者世帯の収入の7割



年金とライフステージ

例えば・・・



年金制度は、それぞれのライフステージの変化に応じて、さまざまな届出などが必要になります。
ご不明な点があれば、お気軽にお近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

あなたとつながる、「ねんきんダイヤル」

「ねんきんダイヤル」は、あなたとつながる身近な相談窓口です。

全国どこからでも市内通話料金で利用できます。

年金請求などのご相談は・・・

0570-05-1165^{イイロウゴ}

【受付時間】

午前8：30～午後5：00（土日祝日を除く）

※一般の固定電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

国 民 年 金

厚 生 年 金

※電話がつかない場合は、
最寄りの社会保険事務所を
ご利用ください。

年金をお受けになっている方のご相談は・・・

0570-07-1165^{イイロウゴ}

【受付時間】

午前8：30～午後5：00（土日祝日を除く）

※一般の固定電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

年金のこと、もっと知りたい方は「社会保険庁ホームページ」へ → <http://www.sia.go.jp/>